

令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業に関する委託業務企画競争仕様書

本仕様書は、令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業に係る業務委託の概要を示したものであり、業務に当たっては、本仕様書を基に、実施するものとする。

1 委託業務名

令和2年度「世界の京都・まちの美化市民総行動」事業

2 契約期間

契約締結日から令和2年12月31日まで

3 事業概要

京都市と京都市まちの美化推進事業団によって構成する世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会において、環境月間（6月）及び京都市美しいまちづくり推進月間（11月）に、市民、事業者及び行政との協働により、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違反広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施する。

※美化活動・美化に関する清掃及び啓発活動の総称

(1) 環境月間（6月）

～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」

ア 日時（予定）

令和2年6月7日（日）午前10時30分～11時30分

イ 開会セレモニー場所（予定）

JR京都駅中央口（ホテルグランヴィア京都前）

ウ 参加（予定）

350名（市民、美化ボランティア団体、京都市、京都市まちの美化推進事業団会員等）

エ プログラム構成

市長、事業団役員等が出席し、主催者挨拶等を行うセレモニー及びまちの美化を呼び掛ける美化活動（街頭啓発、清掃（4コース程度））の2構成

(2) 京都市美しいまちづくり推進月間（11月）

～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」

ア 日時（予定）

令和2年11月1日（日）午後2時30分～4時

イ 開会セレモニー場所（予定）

梅小路公園

ウ 参加（予定）

3,000名（市民、美化ボランティア団体、京都市、京都市まちの美化推進事業団会員等）

エ プログラム構成

市長、事業団役員等が出席し、主催者挨拶等を行うセレモニー及びまちの美化を呼び掛ける美化活動（パレード、街頭啓発、清掃（15コース程度））の2構成

4 委託業務

(1) 業務目的

世界の京都・まちの美化市民総行動が参加者にとって満足いくものとし、まちの美化をより一層広げるため、市民や観光客等の多くの通行人に見てもらえることのできる活動とする。

ア 清掃の必要性が高く、効果的な美化活動が実施でき、参加者の満足度につながる清掃コースの提案を行う。

（コース設定は、安全面を考慮するとともに、細街路はできるだけ通らないこと。また、車道と歩道が完全に分離していること。）

イ 市民や観光客へ本事業をより効果的にPRする方法の提案を行う。

（特に、昨今の外国人観光客増加を見据えたアピールの仕方を提案すること。）

【清掃活動概要】

- ・参加者をグループに分ける。（6月：各20名程度、11月：各80名程度）
- ・スタート地点は、会場とする。
- ・ゴール地点は、6月開催事業は京都駅周辺とし、11月開催事業は、スタート地点ではない4箇所程度とする。
- ・設定したゴール地点までのコース（歩道）上（1～3km程度）のごみを火ばさみを用いて拾う。

(2) 業務内容

6月及び11月に開催する事業の企画及び運営業務を委託する。

ア 事業企画

- ・事業計画書の作成
- ・運営マニュアル、進行台本、参加者用プログラムの作成

イ 事業の運営

- ・所轄警察署等への届出（京都府警への開催概要の説明及び所轄警察署への協力依頼）
- ・会場施設管理者等との事前協議（京都駅ビル開発、京都市都市緑化協会、京都水族館等）
- ・配布物の封入作業等の事前準備
- ・開会セレモニー（ステージ管理）、美化活動の運営
- ・音響及び照明等の設営操作等
- ・会場内の看板等運営関連グッズの作製
- ・会場の設営及び撤去

- ・事業当日の消毒・衛生対策（アルコール消毒液等の調達）、救護対策（救急セットの調達及び看護師（1名）の派遣）

ウ その他円滑に運営するために必要な業務に関する事

5 委託業務実施の条件

- (1) 受託者は、契約後、実施計画書を作成して運営業務を行うものとする。
- (2) 会場内で発生したごみは、受託者が分別のうえ処分すること。
- (3) 事故の防止等安全管理には万全を期すこと。
- (4) 本事業は、少雨決行とする。ただし、強風や降雨等の自然災害の影響や、新型コロナウイルス等感染症拡大防止等のために、事業規模の縮小又は中止することがある。
- (5) 前記(4)ただし書から本委員会の判断により、事業の一部又は全部を実施しない場合、双方協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決める。

6 業務不履行の際の契約解除又は減額

業務に粗雑履行があったときは、本委員会は、契約を解除し、又は委託料を減額することができる。

7 受託者が暴力団員等であった場合の本委員会の解除権

- (1) 本委員会は、この契約の履行期間中において、受託者が次のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。
 - ア 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 受託者がこの契約に関するその他の契約を締結するに当たり、その相手方が前記アに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ウ 受託者が京都市暴力団排除条例第2条第1号に該当する者を、この契約に関するその他の契約の相手方としていた場合（前記イに該当する場合を除く。）に、本委員会が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (2) 受託者が前記(1)のアからウのいずれかに該当したときは、本委員会が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額の10分の1に相当する金額の違約金を本委員会の指定する期間内に支払わなければならない。
- (3) 前記(2)の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

8 その他

- (1) 個人情報に関しては特記仕様書（別添3）にて定める。
- (2) 業務遂行に当たり知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に管理すること。
- (3) 受託者は、この仕様書に基づき、常に本委員会と連絡を取り、その指示に従うこと。
この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については本委員会と受託者で協議することとする。
- (4) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、原則契約金額に含まれるものとするが、前記(3)により当初予定してなく、かつ多額の費用が発生する場合は、契約金額に含まれないものとする。
- (5) 受託者は、本委員会の承諾を得ずに業務を第三者に委託してはならない。

(別紙)

世界の京都・まちの美化市民総行動事業で想定される運営スタッフ

1 ～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」(6月)

- ・受付・会場周辺
設営, 受付対応, 会場整理, ステージ管理, 控室管理, 通行整理, 撤去
- ・街頭啓発
誘導, 通行整理, 啓発物品管理
- ・清掃活動
ごみ袋等配布及び回収, 誘導
- ・着ぐるみ
キャラクター2体
- ・全体指揮 (各スタッフへの連絡調整等)

(参考) 本委員会からの運営スタッフ数 約25名

2 ～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」(11月)

- ・受付・会場周辺
設営, 窓口対応, 会場整理, ステージ管理, 控室管理, 通行整理, 撤去
- ・パレード
誘導, 整理, 安全対策員
- ・街頭啓発
誘導, 通行整理, 啓発物品管理
- ・清掃活動
ごみ袋等配布及び回収, 誘導
- ・着ぐるみ
キャラクター2体
- ・全体指揮 (各スタッフへの連絡調整等)

(参考) 本委員会からの運営スタッフ数 約45名